

防火
 防災 管理者選任(解任)届出書

年 月 日

殿

届出者
 住 所 _____
(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

氏 名 _____ 印

下記のとおり、防火
 防災 管理者を選任(解任)したので届け出ます。

記

防火 対象物 又は 建築物その他の 工作物	所在地					
	名称	電話 ()				
	用途	令別表第1	() 項	收容人員		
	種 別	<input type="checkbox"/> 甲種	<input type="checkbox"/> 乙種	管理権原	<input type="checkbox"/> 単一権原	<input type="checkbox"/> 複数権原
	区 分	名 称		用 途	收容人員	
	※令第2条を適用するもの					
	※令第3条第3項を適用するもの					

防火・ 防災 管理者 選 任 解 任	氏名・生年月日		年 月 日生			
	住 所					
	選 任 年 月 日		年 月 日			
	職 務 上 の 地 位					
	資 格	種 別	<input type="checkbox"/> 甲種 (<input type="checkbox"/> 新規講習 <input type="checkbox"/> 再講習)		<input type="checkbox"/> 乙種	
		講 習 機 関				
		修了年月日	年 月 日		年 月 日	
	そ の 他	令第3条第1項第 号()		令第47条第1項第 号()		
		規則第2条第 号()		規則第51条の5第 号()		
	解 任	氏 名				
解 任 年 月 日		年 月 日				
解 任 理 由						

そ の 他 必 要 事 項	
※※ 受 付 欄	※※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「防火
 防災」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- 3 ※印の欄は、消防法施行令第2条を適用するものにあつては同一敷地内にある同令第1条の2の防火対象物ごとに、同令第3条第3項を適用するものにあつては管理権原に属する部分ごとに記入すること。
- 4 消防法施行令第1条の2第3項第2号及び第3号の防火対象物にあつてはその他必要な事項の欄に工事が完了した際の防火対象物の規模を記入すること。
- 5 消防法施行令第3条第2項又は同令第47条括弧書を適用するものにあつてはその他必要な事項の欄に管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが防火及び防災管理上必要な業務を適切に遂行することができない理由を記入すること。
- 6 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
- 7 ※※印の欄は、記入しないこと。

ちなみに、

施行令第2条 ⇒ 同一敷地内における2以上の防火対象物について

同一敷地内にある施行令第1条の2の防火対象物

⇒ 同一敷地内において複数棟あり、1項から15項までに掲げられる異なる2以上の用途が存在する場合、この用途のうち、一の防火対象物の部分が、その管理についての権原・利用形態・その他の状況等により、他の用途の防火対象物に対して従属的な部分を構成すると認められるものがあるときは、他の用途に含まれるものとする。

施行令第3条第2項又は施行令第47条の括弧書き

⇒ 共同住宅その他総務省令で定める防火対象物で、管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが遠隔の地に勤務していることその他の事由により防火管理上必要な業務を適切に遂行することができないと消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長が認めるものの管理について権原を有する者が、当該防火対象物に係る防火管理者を定める場合における前項の規定の適用については、同項中「防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるもの」とあるのは、「防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすもの」とする。（施行令第3条第2項）

（総務省令で定める防災管理対象物にあつては、防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすもの）とする。

（施行令第47条の括弧書き）